

富良野市戦略的広報展開業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和5年4月24日

富良野市総務部企画振興課

富良野市戦略的広報展開業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

富良野市戦略的広報展開業務委託

(2) 業務目的

地域住民が自分たちの住む地域の魅力を再認識し、地域への関心と愛着を深め、様々な活動に参加するきっかけとなるよう、富良野市の魅力・120年に及ぶ本市の歴史・まちづくりに関する情報を掲載した冊子を制作し、フリーペーパーとして市内の公共施設や民間事業者のほか、道内外に配布する。

(3) 業務内容

「富良野市戦略的広報展開業務委託 仕様書」を参照すること

(4) 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

2 提案上限額（予算額）

3,300,000 円（消費税及び地方消費税を含む）※この金額は契約額等を示すものではない。

3 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

4 参加資格要件・業務実施上の条件

- (1) 企業、NPO法人、その他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する団体
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生又は再生手続きをしていない者であること。
- (4) 富良野市暴力団排除条例（平成26年12月22日条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (6) 富良野市工事請負契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。
- (7) 本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎、管理能力を有していること。
- (8) (7)と同様の観点から、自社直接執行により、本業務と同様の業務実績を有していることを要件とし、本業務の全部を第三者へ再委託することは禁止する。
- (9) その他、当該業務担当者との打合せを行うこと。

5 参加申込・企画提案書

プロポーザルに参加を希望する方は下記の参加申込書及び企画提案書を提出期間内に提出すること。

(1) 参加申込書

- ① 提出書類
 - ・参加申込書（様式1）
 - ・納税証明書
 - ・履歴事項全部証明書
- ② 提出部数 各1部
- ③ 提出期間 令和5年5月8日（月）までに提出すること。
- ④ 提出方法 簡易書留郵便又は持参により、下記提出先へ提出すること。

(2) 企画提案書

- ① 提出書類
 - ・企画提案書の提出鑑（様式2）
 - ・業務の実施体制（任意様式）
 - ・業務の実施方針及びフロー（任意様式）
 - ・業務工程表（任意様式）
 - ・同種・類似業務の実績（任意様式）
 - ・企画提案書及び見積書（任意様式、A4版片面20頁以内）

※仕様書に記載された内容について記載し、項目ごとに把握しやすいように配慮すること。見積書も項目ごとに把握しやすいように配慮すること。作成にあたっては、イラストやサンプル画像を掲載する等、可能な限りイメージしやすいよう工夫してください。また、専門用語等については、必要に応じて解説や用語集等を付けるなど、専門的知識がなくても理解しやすいように記載してください。
- ② 提出部数 原本1部、副本5部
- ③ 提出期限 令和5年5月18日（木）まで
- ④ 提出方法 簡易書留郵便又は持参により、下記提出先へ提出すること。

(3) プロポーザルへの参加辞退

参加申込書、企画提案書を提出した後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を下記提出先へ提出すること。提出方法については、簡易書留郵便又は持参による。

6 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間 令和5年5月8日（月）まで
- (2) 書式及び提出方法
 - 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4版）により行うものとし、持参、簡易書留郵便、または電子メールのいずれかの方法でも可能とする。
- (3) 質問の回答
 - 参加申込のあった全事業者に回答する。
 - ※電話、口頭による照会対応は行いません。

7 選定方法

(1) 審査方法

選定は、富良野市職員で構成する「富良野市戦略的広報展開業務委託プロポーザル審査会」において、企画提案書及びプレゼンテーションを審査する。

(2) 評価項目及び配点基準

評価項目	評価内容	配点
企画提案	仕様書に記載の掲載内容を反映しているか。	10
	旬な話題や深く掘り下げた内容を企画しているか。	10
	インタビュー、写真、統計数値のグラフィック化など、関心のないテーマに興味を持たせる工夫をしているか。	10
	協賛関連記事として、民間事業者に掲載料金を負担してもらえる内容があるか。	10
	より多くの人々が手に取るような配布先提案となっているか。	10
実施体制	月1回の定例編集会議を対面で実施できる体制になっているか	10
	提案した企画を実現できるような専門知識や経験豊富な人員を配置しているか。	10
業務実績	編集、製本に関する同種、類似業務の実績があるか	10
	配布先提案を実現するための具体性があるか	10
見積金額	見積金額が提案内容に対し適正か	10

(3) プレゼンテーション実施に関する事項

① 開催日時・場所

令和5年5月予定 ※日時については、事業者にも別途連絡する。

会場は富良野市役所内を予定

② 参加人数 3名までとする。

③ 説明時間 30分以内で説明した後、質疑応答を実施

- #### ④ 留意事項
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書等に沿って説明を行う。
 - ・プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーンは市で準備する。これ以外の必要な機器等は、応募者において準備すること。

8 契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

「富良野市戦略的広報展開業務委託プロポーザル審査会」により選定した最優秀者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定すると共に、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。なお、特定した結果は書面により事業者へ通知すると共に、市のホームページで公開する。ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積書徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約相手先の候補とする。

- ① 最優秀者が地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなったとき
- ② 最優秀者が富良野市から指名停止を受けることとなったとき該当することとなったとき
- ③ 最優秀者が破産法による破産手続開始の申立て、会社更生法又は民事再生法による再生又は再生手続きの対象となったとき
- ④ 最優秀者が富良野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当することとなったとき
- ⑤ 最優秀者が宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体に該当することとなったとき
- ⑥ 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑦ その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、富良野市の定める本業務委託契約の予算の範囲内とする。

(3) 業務委託の仕様及び実施条件

- ① 本業務委託の仕様については、最優秀者の提出書類等に記載された内容を加味し、富良野市において定める。
- ② 企画提案書に記載した配置予定責任者は、特別の理由により富良野市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 非特定理由に関する事項

- ① 提出した企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった書面（非特定通知書）をもって、富良野市長から通知する。
- ② 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式自由、ただし規格はA4版）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により、富良野市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- ③ 富良野市は上記①を受理後、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面等により行う。

9 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費は事業者負担とし、提出書類は返却しない。
- (2) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (3) 本件に係る情報公開請求があった場合には、富良野市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (4) 提出書類は、無断で審査目的以外に使用しないが、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (5) 検討すべき事項が生じた場合は、富良野市と業務委託請負者で別途協議する。

10 スケジュール

日 程	内 容
令和5年4月24日（月）	公募の公告、実施要領等の公表
令和5年5月 8日（月）	参加申込書の提出期限 質問書の提出期限
5月18日（木）	企画提案書の提出期限
5月中旬	プレゼンテーション審査会
5月中旬	審査結果通知、受託候補者決定
5月下旬	委託契約締結
令和6年3月29日（金）	委託契約履行期限終了

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出期間内に、提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 実施要領等に違反すると認められる場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

12 本件に関する問い合わせ・書類提出先

〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号
富良野市役所総務部企画振興課広聴広報係
電 話：0167-39-2304（直通）
FAX：0167-23-2120
電子メールアドレス：kikaku-ka@city.furano.hokkaido.jp